

有機農産物のJAS規格 キノコ

◎有機キノコを栽培する場所



使用禁止資材

使用禁止資材

◎施設栽培はOK

ただし…

- 床面は土が露出していること
- 簡易な加湿・換気設備は条件付きで可
→廃ぼだ等を燃料にすること(重油等は不可)
- 空調施設は不可
- 土中、地面接地、棚、懸下式も可

- 植菌前の2年以上、使用禁止資材が使用されていないこと

◎栽培に使用できる資材

●樹木に由来する資材

過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、流入せず、さらに使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質で処理されていないもの

●樹木由来以外の資材…有機JAS規格でつくられたもの

- ①有機農産物 ②有機加工食品 ③有機飼料 ④有機畜産の排せつ物由来のもの

※原木栽培も菌床栽培も上記の資材のみで栽培しなければならない。ただし、堆肥栽培キノコ(マッシュルーム等)の場合は、上記の資材が入手困難なときは、別表1の資材(肥料及び土壌改良資材)を使用することができる。

注) 廃ぼだ等は再利用することにより、自然循環がはかれること!

◎その他の資材

	原木栽培	菌床栽培	堆肥栽培
農薬	使用できない	使用できない	使用できない
肥料・化学合成品	使用できない	使用できない	必要不可欠な場合は、天然硫酸加里、消石灰、微量元素など別表1の資材を使用できる。
増収材	使用できない		
成形菌のスチロール栓	使用できない		
おが菌のパラフィン	植物由来のワックスのみ可		

- ①培養、子実体発生、収穫はほ場内で行い、培地調整、殺菌、放冷、接種はほ場外でも可
- ②浸水作業は、ほ場内に接地あるいは隣接したコンクリート張りの場所で作業可
- ③培地調整、原木、培地の殺菌、放冷、植菌、接種は空調設備の整った施設内で実施可